役員等功労者表彰及び永年勤続表彰規程

○規程制定　（令和　５年　６月２０日）
○第１回一部改正（令和５年９月５日理事会）

社会福祉法人
大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会役員等功労者表彰及び職員永年勤続表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会常用職員就業規則第３９条に基づき、永年にわたって社会福祉法人大川市福祉会の役員等・職員として、精勤勉励し、法人の発展に寄与した者、及びその他の功労があった者を表彰することを目的とする。

（対象）

第２条　功労者表彰の対象は、役員等として選定の承認を受け、理事長は１期以上、理事・監事は３期以上、及び評議員は２期または８年以上、その任期を満了したときとする。

２　永年勤続表彰の対象は、正規職員・有期契約職員、全ての職員とし、勤続年数が満１０年、２０年、３０年、４０年に達したときとする。

３　その他の功労があった者については、理事長がその功労・功績を踏まえ、決定したときとする。

４　前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は表彰の対象とはしない。

（１）表彰日に在籍しない者

（２）表彰日前１年間に懲戒処分を受けた者

（３）その他法人が永年勤続表彰を表彰することが適当でないと認めた者

（勤続年数の算定方法）

第３条　勤続年数は、入職日から毎年３月３１日までの経過満年数とする。

２　休職、~~療養、休暇、産前産後休暇、~~育児休業及び介護休業期間は勤務期間から除くものとする。~~ただし、同じ子に係る産前産後休暇及びそれに引き続く育児休業の期間が１年を超える場合の除算期間は１年とする。~~

３　再就職した職員の勤務期間は、再就職からの期間とする。

４　出勤停止又は降格の懲戒処分を受けた者は、勤務期間から５年除算する。

（表彰内容）

第４条　表彰の方法は賞状のほか勤続年数に応じて以下を与える。

【功労者表彰】

（１）理事長　　：賞状ならびに 30,000 円の金員（相当の記念品）

（２）理事・監事：賞状ならびに 10,000 円の金員（相当の記念品）

（３）評議員　　：賞状ならびに 10,000 円の金員（相当の記念品）

【永年勤続表彰者】

（１）満１０年勤続 賞状ならびに２万円の金員と特別有給休暇２日

（２）満２０年勤続 賞状ならびに３万円の金員と特別有給休暇３日

（３）満３０年勤続 賞状ならびに４万円の金員と特別有給休暇４日

（４）満４０年勤続 賞状ならびに５万円の金員と特別有給休暇５日

補足：本件の特別有給休暇有効期間は、表彰日より３か月間とする。

【その他の功労者表彰】

賞状ならびに 10,000 円の金員

（表彰式）

第５条　功労者表彰及び永年勤続表彰を行う日は、原則として法人の創立記念日もしくは、周年記念式典日とする。

２　前項にかかわらず、次の事由により退職する場合は、その都度表彰する。

（１）定年退職したとき

（２）死亡退職したとき

（３）業務上の都合により傷病のために退職したとき

（４）その他　法人が特に認めたとき

附則

この規程は、令和５年６月２０日から施行し、令和５年９月２３日から適用する。

附則

この規程は、令和５年９月５日から施行し、令和５年９月２３日から適用する。